

丸三ファンドラップサービスに関する議決権の行使基準(ガイドライン)

1. 目的

丸三ファンドラップサービスに関する議決権の行使基準(ガイドライン)(以下、「本ガイドライン」といいます。)は、丸三ファンドラップサービス(以下、「本サービス」といいます。)における議決権の行使に関する基本的な考え方を示すとともに、意思決定プロセスおよび議決権の行使に関する体制を明確化し、お客様の利益に適う適切な議決権の行使の確保に資することを目的とします。

なお、当社は、本サービスで投資対象とする組入投資信託の投資助言会社として、投資信託委託会社または投資顧問会社へ投資助言を行うため、本ガイドラインは、これに伴う利益相反についての適切な管理を行うことも目的とするものです。

2. 対象

本ガイドラインにおける議決権とは、本サービスにて投資対象とする組入投資信託の①投資対象ファンドおよび②基本資産配分比率の変更(以下、「本件変更」といいます。)にかかる投資信託約款変更の書面決議に関する議決権であり、本件変更以外の変更についての書面決議に関しては、当社は個別にお客様の意思を確認した上で議決権を行使するか、お客様に自ら議決権を行使していただくものとします。

3. 基本的な考え方

- (1) 当社は、お客様の長期的な利益の最大化のために、適切に議決権を行使します。
- (2) 当社は事前に同意をいただいた上で、本サービスにおける投資一任業者として、原則、本件変更にかかる議決権をお客様に代わって行使することで運用の意思決定を迅速に反映させます。
- (3) 本件変更の効力発生までに、本件変更に了承いただけないお客様が本サービスを解約または運用コースの変更を行うことができる十分な期間を確保します。

4. 判断基準

主に以下の基準に基づき、本サービスにおいて当社がお客様に代わり本件変更による議決権を行使することが合理的か否か、判断します。

(1) 定量面

パフォーマンス（リターン、リスク、リターン/リスク等）やコスト 等

(2) 定性面

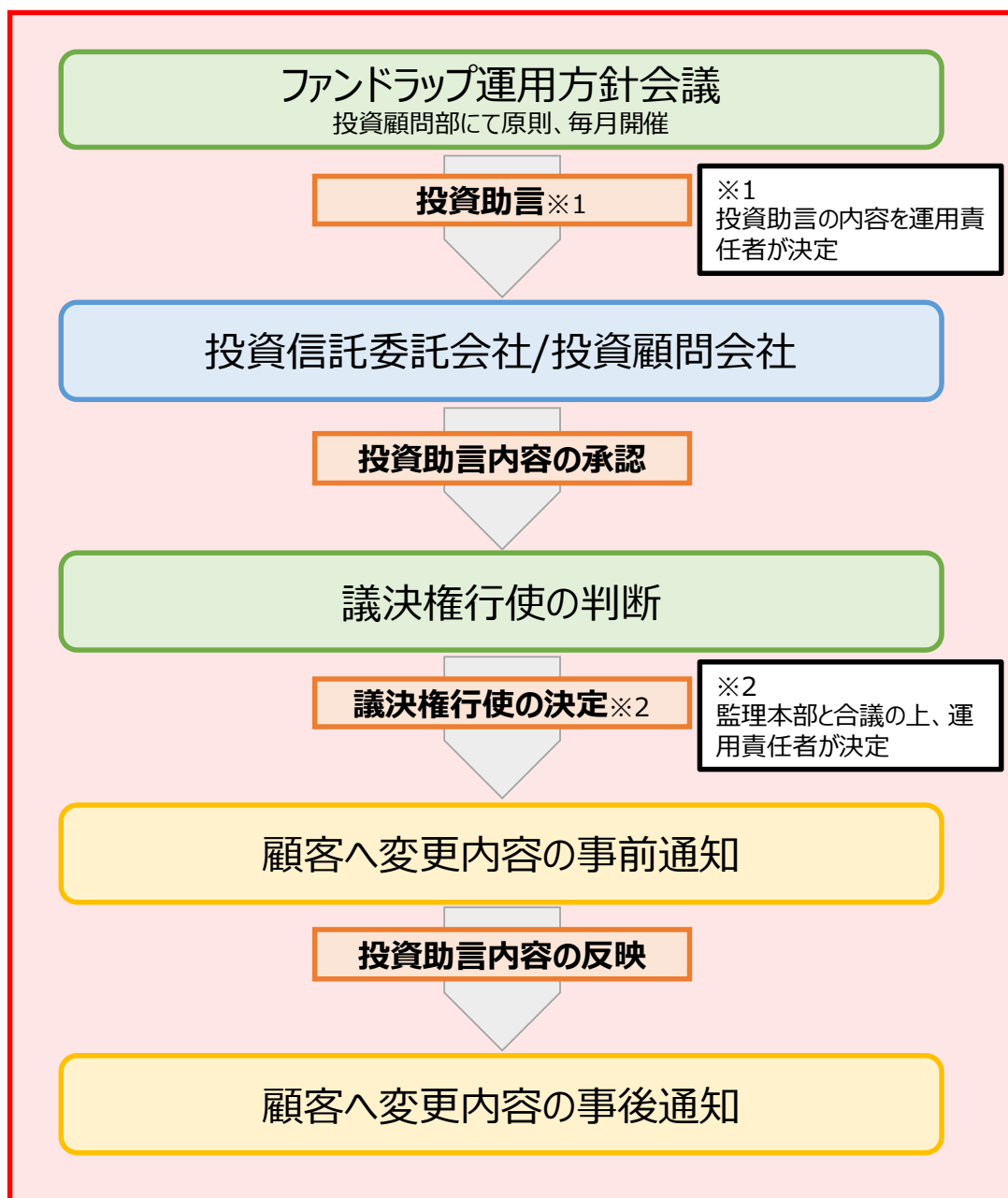
運用会社の投資哲学やパフォーマンスの再現性 等

5. 意思決定プロセスおよび議決権の行使に関する体制

組入投資信託に対する本件変更の提案については、当社の投資顧問部において原則として毎月実施するファンドラップ運用方針会議にて検討し、決定します。当社は組入投資信託の投資助言会社として、投資信託委託会社または投資顧問会社へ本件変更の提案にかかる投資助言を行います。なお、本件変更の提案の採否を含め、当社からの投資助言の内容を反映するか否かについては、投資信託委託会社または投資顧問会社で判断し、決定されます。

本件変更の付議が投資信託委託会社または投資顧問会社で決定された場合、本件変更に係る受益者の書面決議における議決権の行使は、原則として当社が受益者たるお客様に代わり実施します。なお、かかる議決権行使の判断は当社の監理本部と合議の上、当社の運用責任者が決定します

当社は、お客様に対し、本件変更の効力発生前に、本件変更にかかる内容を記載した書面（電磁的方法を含みます。）を交付し、説明します。また、本件変更の効力発生後は、本件変更の内容が記載された運用報告書をお客様に交付することで周知します。



以上